

新	旧	備考
<p>劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015 沿革 (略) <u>令和3年3月18日 一部改正</u></p> <p>海外事業資金貸付のうち、当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるもの（以下「劣後ローン」という。）に係る海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p>	<p>劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015 沿革 (略)</p> <p>海外事業資金貸付のうち、当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるもの（以下「劣後ローン」という。）に係る海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p>	
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和3年4月1日から実施する。</u></p>	<p>第1条～第4条 (略)</p>	
<p>(別添1)</p> <p>劣後ローン特約</p> <p>第1章 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約 第1条 (略)</p>	<p>(別添1)</p> <p>劣後ローン特約</p> <p>第1章 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約 第1条 (略)</p>	
<p>第2条 (略)</p>	<p>第2条 (略)</p>	
<p>第3条 前条第1項の非常事故元本又は非常事故利子請求権について評価した額は、当該非常事故元本又は当該非常事故利子請求権の債権金額から当該評価の時に取立不能となっている金額を控除した残額とする。 2 前項の非常事故元本及び非常事故利子請求権について取立不能とな</p>	<p>第3条 前条第1項の非常事故元本又は非常事故利子請求権について評価した額は、当該非常事故元本又は当該非常事故利子請求権の債権金額から当該評価の時に取立不能となっている金額を控除した残額とする。 2 前項の非常事故元本及び非常事故利子請求権について取立不能とな</p>	

新	旧	備考
<p>っている金額は、海外事業資金貸付の相手方の貸借対照表その他決算関係書類若しくはこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者が当該書類の適正性を保証したものに限る。）、又は当該書類の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めた書類を基礎として算定するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>っている金額は、海外事業資金貸付の相手方の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。）を基礎として算定するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	
第4条～第15条 (略)	第4条～第15条 (略)	
<p>第2章 海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約</p> <p>第1条 (略)</p>	<p>第2章 海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約</p> <p>第1条 (略)</p>	
第2条 (略)	第2条 (略)	
<p>第3条 前条第1項の非常事故求償権について評価した額は、当該保証債務に係る主たる債務者が解散したものとした場合において当該非常事故求償権について弁済を受けるべき金額とする。</p> <p>2 前項の非常事故求償権について弁済を受けるべき金額は、保証債務に係る主たる債務者の貸借対照表その他決算関係書類若しくはこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者が当該書類の適正性を保証したものに限る。）、又は当該書類の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めた書類を基礎として算定するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第3条 前条第1項の非常事故求償権について評価した額は、当該保証債務に係る主たる債務者が解散したものとした場合において当該非常事故求償権について弁済を受けるべき金額とする。</p> <p>2 前項の非常事故求償権について弁済を受けるべき金額は、保証債務に係る主たる債務者の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。）を基礎として算定するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	
第4条～第15条 (略)	第4条～第15条 (略)	
(別添2) (略)	(別添2) (略)	